

持続可能な医療提供体制の確保と健康寿命の延伸について

国においては、令和5年12月、2040年頃までを見据えた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」を取りまとめ、「全世代型社会保障」の構築に向け、取り組むべき課題を示している。

この中で、「医師偏在対策」について、長期的には医師の供給が需要を上回ることを前提に、医師養成課程における医師偏在対策の取組を進めることとしており、近年、医師多数県での養成数を抑制する動きが加速している。

また、年末に向け、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在是正を図るための総合的な対策のパッケージの策定が目指されている。

中国・四国の各県では、これまで、多くの労力と工夫を凝らし、医療提供体制を確保するために必要な医師の確保に努めてきたところであるが、国の機械的な指標に基づき、医師多数県と位置づけられている県においても、人口・社会資源等の都市部への集中という構造的な課題を背景とした「地域偏在」や「診療科偏在」に加え、「医師の高齢化」と「若手医師の流出」が年々深刻さを増し、特に中山間地域や離島において必要な診療科の医師を確保できない等の実態があり、医療提供体制を守っていくため、地域の実情を踏まえた「若手医師」の確保・定着に向けた対策が急務となっている。

また、「医療提供体制改革の推進」に関して、新興感染症の脅威等を背景に、公立・公的医療機関の医療提供体制確保が重要度を増す中、現在、国が検討を進めている「新たな地域医療構想の方向性」について、地方、特に中山間地域の住民は不安をいだいている。

加えて、現在国において、かかりつけ医機能が発揮される制度についての検討が行われているところであるが、この中で県や市町村、医療機関等に対し、これまで以上に多くの実務を担うことが求められている。

なお、改革工程に示された様々な取組を推進し、持続可能な医療提供体制を確保するためには、「医療DXによる効率化・質の向上」が不可欠であるが、その推進にあたっては、医療現場に混乱・支障を生じさせないよう、十分な配慮が必要である。

更に、今後の高齢化の更なる進行を踏まえ、社会の活力を維持、向上させつつ「全世代型社会保障」を実現していくためには、高齢者自身が健康であることが大前提であり、とりわけ介護予防・健康づくりの取組を強化し、「健康寿命の延伸」を図ることが求められている。

これらを踏まえて、次の点について強く要望する。

- 1 地域医療を守るために必要な「若手医師を確保」するため、医学部臨時定員のあり方については、検討に使用する医師偏在指標等のデータを「最新の情報」によるものとし、若手医師の減少等、地域の実情を詳細に分析した上で行うこと。特に医師偏在は正のために医学部定員を見直すとしても医師不足の地方部の臨時定員を削減するのではなく合理的な対策を検討すること。
- 2 医師や看護職員等、医療人材の着実な確保・養成や勤務環境の改善等に向け、「地域医療介護総合確保基金」の国予算を確保するとともに、柔軟な活用を可能とすること。
- 3 医師の専門分化や高齢化の進展、女性医師の増加、医師の働き方改革の影響等を十分踏まえ、必要医師数を再検証し、今後も医療需要の高まりが見込まれる中、どの地域にあっても、地域住民の健康が守られるよう、実質的に医師が確保できる仕組みをつくること。
- 4 新たな地域医療構想の検討に当たっては、令和4年3月に示された方針のとおり、「各都道府県の地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進める」との認識のもと、病床の削減や統廃合ありきではなく、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえ、各都道府県が主体的に取組を進められるよう、地方とも丁寧に協議をしながら検討を進めること。
また、コロナ禍において、感染症対応に重要な役割を果たした公立・公的医療機関の医療機能と役割も踏まえて、地域の実情に即したものとなるよう十分な検証を行い、考え方を示すこと。
- 5 かかりつけ医機能が発揮される制度についての検討に当たっては、県や市町村、医療機関等に過度な負担がかからないものとなるよう十分配慮すること。また、制度開始後は、地域ごとの協議に必要となるデータを提供し、県や市町村等の負担軽減を図るとともに、医療機関が取組を進めるために必要な財政支援を行うこと。
- 6 医療に対するニーズの変化に柔軟に対応するため、公立病院では、医療の先進性を確保し、住民への医療の充実を図る必要もあることから、高度医療・先進的医療のための医療機器の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう、適切な地方財政措置を講じるよう検討を進めること。
- 7 医療DXの推進に当たっては、地域の医療機関の実情をしっかりと把握するとともに、医療機関におけるインフラの整備・維持及びサイバーセキュリティ対策について、必要な財源の支援を行うこと。
また、DXへの対応が難しい患者が取り残されることのないよう、国

民に対し、丁寧な説明と支援を行うこと。

8 「健康寿命の延伸」に必要な介護予防・フレイル予防については、地域特性に応じた取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について地方と十分に協議を行い、柔軟な運用ができるよう意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

令和6年10月15日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	治	也
島	根	県	知	事	丸	山	太	彦
岡	山	県	知	事	伊	木	政	純
広	島	県	知	事	湯	崎	嗣	人
山	口	県	知	事	村	岡	正	廣
徳	島	県	知	事	後	藤	豊	司
香	川	県	知	事	池	田	時	茂
愛	媛	県	知	事	中	村	省	介
高	知	県	知	事	濱	田		
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		
四国経済連合会会长					長	井		